

魚腸骨分別収集運搬奨励金支払要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境保全及び廃棄物の発生抑制に資するため、魚腸骨の再資源化ルート確保を目的に、魚腸骨の収集運搬業を行う者に対する奨励金の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支払の対象)

第2条 奨励金は、次の各号に該当する者に対し、予算の範囲内において支払う。

- (1) 京都市魚アラリサイクルセンターへ搬入する魚腸骨の収集運搬業を行う者
- (2) その他市長が必要と認める者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内において支払うこととし、市長が別に定める算定式により算出した単価に運搬量を乗じた額とする。

(奨励金の請求)

第4条 奨励金の支払を受けようとする者（以下、請求者という）は、魚腸骨分別収集運搬奨励金支払請求書（第1号様式）に別に定める書類を添えて、毎月、市長に提出することとする。

2 奨励金の支払請求の受付事務は、環境政策局魚アラリサイクルセンターが行う。

(支払の決定)

第5条 市長は、前条の規定による請求があった場合において、奨励金を支払うことを適当と認めるときは、奨励金の支払予定額を決定し、奨励金支払決定通知書（第2号様式）によりその旨を請求者に通知する。

2 市長は、前項の規定により、奨励金の支払を決定する場合において、必要があると認めるときは、奨励金の支払の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(請求事項等の変更)

第6条 奨励金の請求者は、請求書又は添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、市長に報告しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第7条 市長は、奨励金の支払決定者又は奨励金の支払を受けた者に対し、奨励金の支払に必要な事項について報告を求め、又は検査し、若しくは指示することができる。

(支払の取消し等)

第8条 市長は、奨励金の支払を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、奨励金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定又は奨励金の支払決定の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し又は奨励金の受取りに関し、不正な行為があったと

(その他)

第9条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

第1号様式

魚腸骨分別収集運搬奨励金支払請求書

〇〇 年 月 日

(あて先) 京都市長

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

魚腸骨分別収集運搬奨励金支払要綱に基づき、〇〇月分の奨励金の支払につき下記のとおり請求します。

記

奨励金支払請求金額

添付書類

- (1) 本市の区域内における魚腸骨収集運搬許可証 (写し) (年度当初のみ)
- (2) 定款 (年度当初のみ)
- (3) 分別収集運搬実績報告書

第2号様式

奨励金支払決定通知書

第 号
〇〇 年 月 日

様

京都市長 印

〇〇年 月 日付けで請求のありました〇〇月分魚腸骨分別収集運搬奨励金については、下記により支払うことと決定しました。

記

1 支払金額 金 円

2 支払条件